

# 大田区大森第五小学校PTA会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、東京都大田区立大森第五小学校PTAといい、事務所を同校内におく。
- 第2条 本会は、児童の心身の健全な発達を図ることを目的とし、保護者と教職員が協力して学校および家庭における教育の充実に努める。
- 第3条 本会および本会員は、その名において特定の政党・宗派および営利的企業を支持もしくは反対し、また、学校の経営や人事に干渉するものではない。
- 第4条 本会は、児童の幸福を増進するために活動する団体および機関と協力する。

## 第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者または、これに代わるものおよび本校の教職員とする。
- 第6条 本会の会員は入学・転入と同時に会員となることができ、卒業・転出により退会するものとする。  
会員は会費を納めるものとする。

## 第3章 会 計

- 第7条 本会の経費は次のとおりとする。
1. 会員より納められた会費をもってあて、会費の額は総会で定める。
  2. 2年に1度、会費の見直しができる。
- 第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第4章 役 員

- 第9条 本会の役員は次のとおりとする。
- |      |     |          |
|------|-----|----------|
| 会 長  | 1名  | (P1)     |
| 副会長  | 5名  | (P4・副校長) |
| 書 記  | 3名  | (P2・T1)  |
| 会 計  | 3名  | (P2・T1)  |
| 会計監査 | 3名  | (P2・T1)  |
| 顧 問  | 若干名 |          |
- 第10条 役員を選任は、次のとおりとする。
1. 役員を選出は、別に定める選出規程による。
  2. 役員数および役職の人数は、その年により、会長の判断で必要と認められる場合は、実行委員会の承認を得た上で増減できる。
  3. 任期は原則2年とし、同職の再任を妨げない。
  4. 役員、会計監査に欠員が生じときは、実行委員会に図り補充する。  
ただし、その任期は、残存期間とする。
  5. 役員は、各委員会の委員を兼ねることはできない。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会、実行委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は、総会および実行委員会の記録をし、本会諸活動の連絡調整を図る。
4. 会計は、本会の金銭出納を管理し、定期総会において決算報告をする。
5. 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会において報告する。
6. 会長および校長は、各会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第5章 総会

第12条 総会は本会の最高決議機関で、年度はじめに会長がこれを招集する。

第13条 総会での議事は、次のとおりとする。

1. 前年度の事業および決算報告と会計監査報告
2. 新年度の事業計画および予算の審議、承認
3. 役員の就任
4. 規約の改変
5. その他の重要事項

第14条 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求がある場合、会長はこれを招集する。

第15条 総会の成立は、会員の3分の1以上とする。ただし委任状（紙・WEB）を認める。

第16条 総会における議事は、質疑応答の機会を十分に設け、会員出席者の過半数の賛成をもって議決する。ただし、会員出席者には、書面（紙・WEB）にて議決行使した会員を含めることができる。

## 第6章 役員会・実行委員会

第17条 役員会は、会長が招集し、必要事項を審議する。

第18条 実行委員会の構成は次のとおりとする。

1. 実行委員会は総会につぐ決議機関で、原則として役員、各委員長(P1)・副委員長(P2)、校長・副校長で構成する。
2. 実行委員会に各委員長(P1)・副委員長(P2)が欠席の場合は、各委員より代理出席ができる。
3. 会長は、本会の運営上必要な規程を実行委員会の決議を経て定めることができる。

第19条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 各委員会において立案された計画、その他、会の運営に必要な事項の審議
2. 総会に提出する事項の立案および報告書の作成
3. 各委員会、各学年の活動に関する事項の連絡と調整
4. 渉外関係の処理
5. 規約を施行するための細則の作成
6. その他緊急事項の処理

第20条 実行委員会は、原則として例会を年3回開き、また、必要に応じ臨時に開くことができる。

## 第7章 各委員会

第21条 各委員会は、常任委員会、特別委員会がある。

第22条 常任委員会の構成および任務は次のとおりとする。

### 1. 学年委員会

①「ポイント制による役員・委員の選出方法」規程に則り、各学級2名と担任教員をもって、学年毎に構成し、各学年委員長を1名選出する。

ただし、単学級の学年においては、3名の委員を選出する。

②児童の学校生活の向上に協力する。

### 2. 専門委員会

①文化厚生・校外指導・広報の各委員会とする。

②「ポイント制による役員・委員の選出方法」規程に則り、文化厚生委員と広報委員は各学年若干名および教員若干名、校外指導委員は各地域班より、1名ないし2名と教員若干名をもって構成し、各委員会ごとに正副委員長を選出する。

③文化厚生委員会は、会員相互の教養を高め、親睦を図る。

校外指導委員会は、児童の安全を図り、校外における指導に努める。

広報委員会は、会報および速報を発行し、文化向上に資する。

### 3. 選考委員会

①「ポイント制による役員・委員の選出方法」規程に則り、各学年1名の選考委員、教員より2名および副校長並びに役員より1～2名を以って構成し、委員長を互選する。

②「PTA役員選出規程」に基づき、役員を選出を行う。

第23条 特別委員会は必要ある場合、実行委員会の決議により設置し、その構成、任務は「ポイント制による役員・委員の選出方法」規程に則り、実行委員会が委嘱する。

第24条 各委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第8章 サークル活動

第25条 本会の会員により構成されるサークル活動を行う事ができる。

第26条 本校のPTA活動として行われる行事に参加する場合に限り、本会計より活動費をあてるものとする。

## 第9章 規程、および細則

第27条 本会則に反しない限り、PTA活動を実施するにあたり必要となる規程、および細則を設けることができる。

第28条 規程はPTA活動に関わる重要事項を定めるものであり、総会の議を経て制定、廃止する

ことができる。また、その改正は実行委員会の議を経て行うことができる。ただし、改正をした時は、その結果をすみやかに会員に報告しなければならない。

第29条 細則はPTA活動の運用に関わるものであり、その制定、廃止、改正は実行委員会の議を経て行うことができる。ただし、制定、廃止、改正をした時は、その結果をすみやかに会員に報告しなければならない。

## 第10章 付 則

第30条 本会則は、平成24年3月2日より施行する。

本会則は、令和2年10月1日より施行する。

本会則は、令和3年3月15日より施行する。

本会則は、令和5年3月15日より施行する。